

## 議案第147号

### 大阪市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市教育長の給与等に関する条例（昭和27年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」に、「勤務条件」を「勤務条件及び職務に専念する義務の特例」に改める。

第5条中「他の一般職」を「一般職」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第6条 教育長は、一般職に属する職員の例により、その職務に専念する義務を免除されることができる。

#### 附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

特別職である教育長の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市教育長の給与等に関する条例（抄）

第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項  
地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関  
の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条  
する法律（昭和31年法律第162号）

件及び職務に専念する義務の特例に関する事項を定めることを目的とする。

第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に属する職員の例による。

第6条 教育長は、一般職に属する職員の例により、その職務に専念する義務を免除されることが  
ができる。